

松原市指定給水装置工事事業者の指定申請・変更、廃止・休止・再開について

		法人	個人
申請	申請書類	①指定給水装置工事事業者指定申請書(規則様式第一) ②機械器具調書(規則様式第一の別表) ③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからホ)(規則様式第二) ④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく)(規程様式第1号) ⑤給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(規則様式第三)	①指定給水装置工事事業者指定申請書(規則様式第一) ②機械器具調書(規則様式第一の別表) ③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからホ)(規則様式第二) ④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく)(規程様式第1号) ⑤給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(規則様式第三)
	添付書類	・定款(袋とじ)及び登記事項証明書	・住民票の写し
	提出部数	1部 [A4(左横綴り)のファイルに申請書類及び添付書類を綴じる]	1部 [A4(左横綴り)のファイルに申請書類及び添付書類を綴じる]
	手数料	◎指定申請手数料 5,000円 * 必要書類を受理後、申請者に連絡するので手数料を納付のこと。 ◎指定給水装置工事事業者証交付手数料 1,000円 ⑥指定給水装置工事事業者証交付申請書(規程様式第2号) * 指定給水工事事業者証(規程様式第3号)は上記申請書及び手数料にて交付	◎指定申請手数料 5,000円 * 必要書類を受理後、申請者に連絡するので手数料を納付のこと。 ◎指定給水装置工事事業者証交付手数料 1,000円 ⑥指定給水装置工事事業者証交付申請書(規程様式第2号) * 指定給水工事事業者証(規程様式第3号)は上記申請書及び手数料にて交付
変更	変更事項	⑦指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(規則様式第十) <u>左記に掲げる事項に変更のあったときは、変更のあった日から30日以内に上記届出書に下表の添付書類を添えて提出しなければならない。</u>	
		法人	個人
	・事業所の名称及び所在地 ・氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・定款(袋とじ)又は寄附行為及び登記事項証明書	・住民票の写し
	・法人にあっては、役員の氏名	③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからホ)(規則様式第二) ④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく)(規程様式第1号) ・登記事項証明書	
・主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号			
		法人	個人
廃止 休止 再開	⑧指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書(規則様式第十一) <u>事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止または休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に上記届出書を提出しなければならない。</u>		

* 上記において、「規則」とは、水道法施行規則をいう。また、「規程」とは、松原市上下水道部指定給水装置工事事業者規程をいう。